

「くまなびの日」実施要項

- 1 名 称 「くまなびの日」
- 2 対 象 県立中学校、県立高校、県立特別支援学校（幼稚部含む）
- 3 始 期 令和6年（2024年）4月9日
※令和6年度は試行期間とし、令和7年（2025年）4月1日から導入する。
- 4 趣 旨 教育の出発点である家庭において、子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子供と家族と一緒に休める環境を整備する。
- 5 内 容 子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱う（教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認める場合として取り扱う）。
- 6 日 数 各年度3日以内（3日連続の取得も可能）
- 7 手 続 保護者に事前届出（取得届）の提出を求める。
※事前届出の提出期限は、原則取得日の7日前までとする。
ただし、各学校の状況に応じて柔軟に運用すること。
- 8 補 習 その日の学習内容は自習で対応する。
- 9 その他
 - （1）事前届出の方法（書面、電子メール、アプリ等）及び様式については、別紙を参考にしたうえで、各学校において定める。ただし、事前届出様式には、期日、体験場所、一緒に体験する保護者等、体験内容を必ず記載することとする。
 - （2）「くまなびの日」取得後の実績の報告は求めないこととする。
 - （3）学校は、学校行事の日やテスト期間など、「くまなびの日」を取得することができない日（期間）を設定することができる。なお、設定した場合は、年度当初など早い時期に保護者等へ周知することとする。